告示

○総務省告示第八十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第六十条第一項第二号の規定に基づき、次の船舶局を一括して表示する識別符号を次のように定め、平成二十八年四月一日から施行する。

なお、昭和三十三年郵政省告示第三百六十一号（運輸省航海訓練所所属船舶局を一括して表示する識別符号を定める件）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

独立行政法人海技教育機構所属船舶局　クン

○総務省告示第八十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、群馬県富岡市と安中市との境界を次のとおり変更する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十八年五月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

富岡市に編入する区域

安中市松井田町行田字二本杉原東五三〇の七から五三〇の九まで、五三七の二、五三八の二、五三九の三、五四四の四、五四四の六、松井田町二軒在家字原田頭一一五五の八、一一五五の一七から一一五五の一九まで、一一五六の一六、一一六〇の五、一一六〇の六、一一六一の一、一一六二、一一六三の二、字原田一二〇〇の三から一二〇〇の五まで、一二〇〇の七、一二〇四の二、一二〇五の二、一二〇六の三、一二〇六の四、一二〇六の六、一二〇七の三、一二一〇の四、一二一四の三、一二一四の四、一二一五の四、一二一八の四、一二一八の五、一二一九の二、一二一九の三、一二二〇の二、一二二〇の三、一二二一の三、一二二四の二、一二二五の二、一二二五の三、一二二七の二、一二二八の二、松井田町人見字下西原二八三八の二、二八三九の二、二八三九の四、二八四〇の二、二八四一の一、二八四一の二、二八四二の一、二八四二、二八四三の三、二八四四の三、二八四五の二、二八五八の二、二八五九の三、二八六〇、二八六一、二八六二の五、二八六四の四から二八六四の六まで、二八六五の二、二八六八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに富岡市妙義町上高田字熊野上五六五に隣接する安中市の道路である公有地の一部

安中市に編入する区域

富岡市妙義町北山字北山六六九の二、六七〇の二、六七一の二、六七二の二、六七五の二、六七六の二、妙義町中里字下原乙四九五、四九五の三、甲四九六、乙四九六、四九七、四九八の二、四九九の二、五〇〇の二、五一三の三、五一三の四、五一四の二、字中原五一五の二、五一六の三、字宮平五九〇の二、五九一の三、六〇一の二、六〇二の三、六〇二の四、六〇四の三、乙六〇五、六〇五の三、六〇六の三、六〇六の四、字中里六三四の二、六三五の二、六三六の一、六三七の二、六四五の一、六四六の一、六五一の二、六五二、六五三、六五四の二、六六一の二、六六二の二、六六三の二、六六四の二、六六五、六六六の二、六六七の二、六七一の三、妙義町上高田字社宮子原二八九の二、二九〇の三、甲二九一、乙二九一、二九二の二、二九五の二、二九六の二、二九七、甲二九八、乙二九八、二九九、三〇〇、三〇一の四、三〇一の五、字後谷津五二九の二、五二九の三、五三〇、五三五の三、五三八の一、五三八の二、五三九、字残部井戸五五三、五五四、五五五の三、五五五の四、五六一の三、五六三の三、五六三の四、字熊野上五六四の二、字稲葉上七一二の七、七一三の五、七一四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

○外務省告示第八十一号

平成二十七年十二月十二日にニューデリーで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十八年三月四日に効力を生じた。

平成二十八年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

日本国政府及びインド共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

二千十四年九月一日の日本国とインド共和国の特別戦略的グローバル・パートナーシップのための東京宣言において確認された安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係に鑑み、

共通の価値観及び目標並びに地域及び世界における平和及び安全のために共同で寄与するとの意図を共有し、

国際的な共同研究、共同開発及び共同生産に参加することにより、防衛装備品及び技術の性能を改善し、並びにこれらの費用の上昇に対処することが、諸国間で一層一般的になっているという事実を認識し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究、共同開発及び共同生産が、それぞれの国の安全保障に資すること並びに日本国及びインド共和国の防衛産業の間の一層緊密な関係を促進することを希望し、

両締約国政府が参加する共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は両締約国政府の間の安全保障及び防衛協力を強化するための事業を促進するため、防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件が定められる必要があることを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　各締約国政府は、関係国内法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。

2　共同研究、共同開発及び共同生産に係る個別の事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための個別の事業は、両締約国政府により、商業的採算又はそれぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定するために合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、各国の代表者で構成する。

日本国側の構成は、次のとおりとする。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

インド共和国側の構成は、次のとおりとする。

国防省の一の代表者

外務省の一の代表者

国防研究開発機構の一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて各国の代表者に伝達される。

4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づいて合同委員会により決定される。

5　この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。

日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。インド共和国政府の権限のある当局は、国防省及び外務省とする。

第三条

1　各締約国政府は、他方の締約国政府から移転された防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の関係する職員若しくは委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、関係国内法令及び両締約国政府の間の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係国内法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈、実施又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議又は交渉によって友好的に解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意によりいつでも改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有し、その後は、4の規定に従って終了する時まで効力を存続する。